

令和4年4月22日
北九州市立徳力小学校
PTA会長 平塚 豊和
校長 上土井 靖人

令和4年度

徳力小学校PTA総会



議 事

- ① 令和3年度事業報告
- ② 令和3年度決算報告
- ③ 令和4年度会計監査報告
- ④ 令和4年度予算案
- ⑤ 令和4年度役員選出
- ⑥ 令和4年度事業計画案
- ⑦ 徳力小学校PTA会則

令和3年度事業報告

	役 員 会	卒業企画	安 全	家庭教育
4 月	22 日 役員会			
5 月				
6 月	29 日 役員会		23 日 第一回運営委員会	
7 月			2 日 朝の旗当番Q&A 作成・配布 14 日 第一回定例会 (こども 110 番の家手紙 2 学期旗当番表作成)	30 日 第一回運営委員会
8 月			31 日 こども 110 番の家 ステッカー送付	
9 月			28 日 通学路危険箇所 臨時合同点検	
10 月	4 日 第一回理事会		27 日 運営委員会	28 日 第二回定例会 P T A 会議室掃除
11 月	5 日・22 日・24 日 役員会 27 日 玉塚まつり お手伝い		10 日 P T A 会議室清掃 24 日 運営委員会	10 日 市民センターとの 打ち合わせ 15 日 第三回定例会 18 日・26 日 わくわく広場の準備
12 月	7 日 役員会 21 日 6 年生お楽しみ会		8 日 運営委員会 (危険箇所アンケート集計)	15 日 第一回わくわく広場 閉級式
1 月	25 日 役員会 26 日 手紙配布作業	19 日 定例会 27 日 卒業広報紙、作成準備		
2 月	2 日 P T A 加入集計 3 日 入学説明会 8 日・22 日 役員会 専門委員立候手紙配布 16 日 会計作業		9 日 年間活動計画書作成 データ整理 運営委員会	
3 月	3 日・8 日 24 日 会計作業 15 日 学年監査 新 1 年生 P T A 加入 非加入お手紙作成 25 日 会計監査	2 日・14 日 卒業広報誌作成		

	人権	玉塚祭企画	ハンドメイド部	徳くん リキッズ
4 月				
5 月				
6 月				
7 月	15 日 第一回運営委員会	16 日 第一回運営委員会		
8 月				
9 月				
10 月		13 日 第二回運営委員会 20 日 教頭先生との打ち合わせ LINE ミーティング 25 日 LINE ミーティング 26 日 玉塚祭りお手伝い募集 の手紙配布 29 日 玉塚祭り開催案内の手紙 配布	27 日 第一回ハンドメイド 部活動	
11 月	27 日 玉塚まつりお手伝い	2・5・9・12・16・19 日 24・25 日 LINE ミーティング 印刷・集計作業 26 日 前日準備 27 日 玉塚まつり開催	5 日 第一回活動報告配布 10 日 定例会 22 日 第二回活動準備	27 日 玉塚まつりお手伝い
12 月		1 日 アンケート配布 8 日 アンケート配布集計	9 日 第二回活動日	
1 月				
2 月				
3 月				

令和3年度決算報告

令和3年度会計監査報告

令和3年度 P T A 会計収支決算報告

収入総額	支出総額	次年度繰越金(収入総額-支出総額)
2,520,197	1,140,751	1,379,446

収入の部

項目	予算額	収入額	備考
繰越金	1,064,199	1,064,199	繰越金
繰越金	0		前年度監査後の入金(PTA会費)
会費	1,536,000	1,399,600	
利息		9	
雑収入		56,389	南小P連補助金・ハンドメイド参加費・家庭教育参加費
合計	2,600,199	2,520,197	

支出の部

項目	予算額	支出額	増減	備考
1. 総務費				
交通費	50,000	1,000	49,000	役員会議
渉外費	200,000	0	200,000	役員渉外
慶弔費	80,000	24,574	55,426	転出職員花束、入学式花代
備品費	600,000	615,999	△15,999	P T A 室 P C 関連品
消耗品費	170,000	118,273	51,727	事務用品、コピー代(用紙、メンテナンス、カラーコピー)
会議費	100,000	5,849	94,151	P T A 室お茶他
通信連絡費	20,000	10,008	9,992	役員、運営委員通信費
負担費	180,000	159,318	20,682	掛金、南P・北九小P連
雑費	10,000	0	10,000	印紙代
小計	1,410,000	935,021	474,979	
2. 事業費				
卒業企画活動費	70,000	64,001	5,999	卒業文集・贈答品等活動費・6年生お楽しみ
安全活動費	10,000	8,294	1,706	安全に関する行事活動費
人権教養活動費	10,000	0	10,000	三校合同行事、講演会等活動費
家庭教育活動費	100,000	21,500	78,500	家庭教育学級、講演会等活動費
玉塚祭活動費	10,000	4,110	5,890	玉塚祭運営活動費
徳くんリキス活動費	30,000	0	30,000	七夕まつり、資材購入費
視察研修費	200,000	0	200,000	九P大会
児童福祉費	170,000	97,260	72,740	校外行事交通費、卒業記念品代
諸活動支援費(たんぽぽ)	30,000	4,511	25,489	絵本代、備品等
諸活動支援費(ハンドメイド部)	10,000	6,054	3,946	
小計	640,000	205,730	434,270	
3. 児童安全費	70,000	0	70,000	運動会警備、名札ホルダー
4. 周年行事準備金	200,000	0	200,000	次回周年行事積み立て
5. 予備費	280,199	0	280,199	
総合計	2,600,199	1,140,751	1,459,448	

特別会計：玉塚祭収支決算結果

項目	繰越金	収入	支出	次年度繰越金
玉塚祭	624,028	(※1) 5	128,501	495,532
周年行事準備金	1,679,726	(※2) 14	0	1,679,740
特別会計	754,203	(※3) 6	0	754,209
特別会計(定期)	300,052	(※4) 6	0	300,058

(※1)利息 ¥5 含む
(※2)利息 ¥14 含む
(※3)利息 ¥6 含む
(※4)利息 ¥6 含む

令和4年4月12日

監査の結果、上記のとおり相違ありません。

会計監査

湯浅 裕美



花山 久美子



令和4年度予算案

令和4年度 PTA会計予算書(案)

収入の部

項 目	予 算 額	収 入 額
会 費	804,000	300円×214人×12 100円×28人×12
前年度繰越金	1,379,446	
合 計	2,183,446	

支出の部

項 目	R3年度予算額	R3年度決算額	R4年度予算額	
1. 総務費				
交通費	50,000	1,000	30,000	役員会議・P連総会・研修・講演会交通費
渉外費	200,000	0	100,000	役員渉外・祝電・来賓接待
慶弔費	80,000	24,574	80,000	転出職員花束・香典・弔電
備品費	600,000	615,999	100,000	備品(P室複合機購入)
消耗品費	170,000	118,273	150,000	事務用品・用紙代・カラーコピー代
会議費	100,000	5,849	10,000	飲料代 他
通信連絡費	20,000	10,008	20,000	執行部通信費・切手等
負担費	180,000	159,318	130,000	南小P連・互助会費・人推協会費
雑費	10,000	0	3,000	印紙代
小 計	1,410,000	935,021	623,000	
2. 事業費				
卒業企画活動費	70,000	64,001	30,000	卒業文集・活動費・お楽しみ会・お花と色紙
安全活動費	10,000	8,294	10,000	安全に関する行事活動費
人権活動費	10,000	0	10,000	三校合同行事・講演会等
家庭教育活動費	100,000	21,500	50,000	家庭教育学級わくわく広場
玉塚祭活動費	10,000	4,110	10,000	玉塚祭運営活動費
徳くんリキッズ活動費	30,000	0	30,000	七夕まつり、資材購入費
視察研修費	200,000	0	100,000	九P大会
児童福祉費	170,000	97,260	100,000	校外行事交通費・卒業記念品代
諸活動支援費(たんぽぽ)	30,000	4,511	10,000	本の購入、行事に伴う費用援助
諸活動支援費(ハンドメイド)	10,000	6,054	1,000	
小 計	640,000	205,730	351,000	
3・児童安全費	70,000	0	30,000	運動会警備・名札ホルダー
4・周年行事準備金	200,000		0	次回周年行事積み立て
5・予備費	280,199	0	1,223,842	
総 合 計	2,600,199	1,140,751	2,227,842	

令和 4 年度役員選出

〈退任役員〉

淵上智子
大西好美
瓜生真弓

〈新役員〉

会長	平塚豊和
顧問	加来寛 筒井亮
副会長	今井佳子 原田香織 中薮崇之
会計	植村葵 渡辺彩 重見教頭先生
書記	國松伸子 土居本瞳 森裕子 廣政先生
会計監査	花山久美子 太田英里

令和４年度PTA事業計画案

《専門委員会》

卒業企画委員会	○ 卒業広報誌作成 ○ 先生への卒業贈答品準備 ○ 福祉教養に関する研修会への参加 ○ 他委員会への支援
安全委員会	○ 交通安全指導・安全管理等の企画運営 ○ 安全パトロールの企画運営 ○ 福祉教養に関する研修会への参加 ○ 他委員会への支援
家庭教育委員会	○ 給食試食会・わくわく広場・もちつき ○ 福祉教養に関する研修会への参加 ○ 他委員会への支援
人権委員会	○ 人権教育に関する活動(三校合同人権のつどい)の企画運営 ○ 福祉教養に関する研修会への参加 ○ 他委員会への支援
玉塚祭企画委員会	○ 玉塚祭の企画運営 ○ 福祉教養に関する研修会への参加 ○ 他委員会への支援

《特別委員会》

徳くんリキッズ	○ 学校行事や他委員会への支援 (運動会の周辺警備、安全パトロール等) ○ 会員及び児童のレクリエーションの企画運営
ITde お助け隊	○ IT 導入による効率化等のアドバイス ○ 会員及び児童のレクリエーションの企画運営
ハンドメイド部	○ 学校行事や他委員会への支援 (主に玉塚祭りの手作り品提供) ○ 会員及び児童のレクリエーションの企画運営
役員選考委員会	○ 役員・監査・顧問の選考、推薦

徳力小学校 P T A 会則

第一章（名称）

この会は、徳力小学校 P T A と称し、事務所を徳力小学校内に置く。

第二章

第一条（目的）

1. この会は家庭、学校並びに地域住民の協力で児童への福祉（しあわせ・ゆたかさ）を増進し、教育的環境を整えると共に、会員相互の教養を高め、親睦を深める。
2. この会は、自主独立のもので、営利的、宗教的、政治的な目的を持つ全ての団体事業に関与しない。

第二条（事業）

この会は、第一条の目的達成のために、次の事業を行う。

1. 教育に関する研究、調査。
2. 児童の教育環境整備に協力する。
3. 児童の健康増進に協力する。
4. 会員の知識、教養を向上させるための行事。
5. 児童の福祉、教育のため公共機関と協力する。
6. 学校行事に協力する。

第三条（資格）

本校に在籍する児童の保護者及び教職員は、入会の同意を得た者を会員とする。

第四条（権利、義務）

1. 会員は、すべて平等の権利を有す
2. 会員は、すべてこの会の運営について意見を述べることができる。
3. 会員は、会費を納めるものとする。

第五条（経理）

この会の運営は、会費その他の収入をもって充てる。ただし、会費以外の収入は特別会計をもって経理する。

1. この会の経理は、すべて総会で承認された予算に基づいて行われる。ただし、特別な案件が生じた場合は、必要に応じて役員会で協議する。
2. この会の経理は、監査を経て総会に報告されなければならない。
3. この会の会費は、徳力小学校在学中の一番下の児童を月額 300 円とし、それ以外の児童は月額 100 円とする。
4. この会の会計年度は、当該年の 4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日とする。

第三章 機関

第一節 通則

第一条（種類）

本会の事業遂行のため、下記の機関を置く。

1. 総会
2. 役員会
3. 理事会
4. 委員会（専門、特別）
5. 監査

第二節 総会

第二条（構成、権限）

総会は会員総員で構成され、本会の最高決議機関であり、次の事項を審議決定する。

1. 会則の改廃
2. 役員の承認
3. 事業計画、報告の承認決定
4. 予算、決算の承認決定
5. その他の委任事項

第三条（成立）

総会の成立は過半数（委任状も含む）以上とし、議決は出席者の多数決による。可否同の場合は、議長がこれを決定する。

第四条（委任状）

総会に出席できないものは、委任状をもって、その権限を行使することができる。

第五条（種類）

1. 定期総会は、年度始めに会長が招集する。
2. 臨時総会は会員の5分の1以上の開催要求書が提出された場合、または、理事会及び役員会が必要と認めた場合は、会長は総会を招集しなければならない。

第六条（議長）

1. 議長及び書記は出席会員から選出する。
2. 議長は会議の運営者として、公平、明確な議事の進行と議場の秩序を保つ機関を有する。
3. 書記は議事録を作成する。

第三節 役員会

第七条（構成）

役員会は次の役員および各専門委員会の運営委員を置き、合議をもって運営する。

1. 会長1名
2. 校長1名
3. 副会長若干名
4. 書記2～3名（うち学校1名）
5. 会計3名（うち学校1名）
6. 会計監査（若干名）
7. 顧問（若干名）
8. 各専門委員の運営委員（若干名）

第八条（任命）

1. 会長、副会長、書記、会計、会計監査は、選考委員会、もしくは役員会メンバーより推薦された会員について、総会にて承認されることにより任命される。
2. この会には、顧問を置く事ができる。顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。顧問は、会長の要請により、役員会や理事会に出席して、意見を述べる事が出来る。

第九条（権限）

役員は、次の事項を行う。

1. 総会、理事会の決定事項の執行促進。
2. 緊急の業務が生じた時の対処。
3. 会則改廃に関すること。
4. その他、会の運営に関する事項。

第十条（種類）

1. 定期役員会は会長が招集し、月1回行うことを原則とする。
2. 臨時役員会は会長が必要と認めたときこれを招集する。

第十一条（役員の役割）

1. 会長は本会を代表し会務の執行を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは会務を代行する。主に各委員会の連絡、調整にあたる。
3. 書記は規約の管理、議事録や諸記録の作成、資料の収集等、会の行事をまとめ、記録を保管する。
4. 会計は本会の財産を管理し、資金の効率経営にあたり、予算案の経理事務を行う。
5. 校長は教育とその環境について学校を代表し、会の運営の進展を図る。

第四節 理事会

第十二条（構成）

理事会は次の役員から構成され、合議をもって運営する。

1. 役員（会長、校長、副会長、書記、会計）
2. 理事（各専門委員会の運営委員の中から1名以上、学校代表）
3. 特別委員会委員長（役員より、必要に応じて出席を要請）

第十三条（権限）

次の事項を行う。

1. 理事会は会長が招集し、総会に次ぐ議決機関とする。
2. 本会の運営、執行に関する事項を決定する。
3. 総会に提出する議案及び報告書を作成する。

第五節 委員会

第十四条（構成・権限）

本会の事業遂行のため、学年ごとに下記の委員を置き委員会活動を行う。

1. 専門委員会……常設する専門委員会とし、その構成委員の互選により、運営委員4名を選出する。運営委員は各委員会の窓口(代表・副代表)、書記、会計を分担し、各々自主的に委員会活動を行う。また各専門委員は、委員会内におのの専門の部会をつくり、運営することができる。なお、運営委員や専門部会以外の会員については、最低年間1回の参加・支援を行うものとする。
複数の子どもがいる場合の委員会活動は、上の子どもの学年での委員会に所属する。

（6年生）卒業企画委員

- ① 卒業文集作成・卒業贈答品準備
- ② 会員・児童の福祉・教養に関する研修会の参加
- ③ 他委員会への支援

（5・4年生）玉塚まつり企画委員会

- ① 玉塚祭の企画運営
- ② 会員・児童の福祉・教養に関する研修会の参加
- ③ 他委員会への支援

（3年生）人権委員会

- ① 人権教育に関する活動（三校合同人権のつどい）の企画運営と講演会の参加
- ② 会員・児童の福祉・教養に関する研修会の参加
- ③ 他委員会への支援

（2年生）家庭教育委員会

- ① 家庭教育学級（わくわく広場）の企画運営
- ② 会員・児童の親睦を深めるための企画運営（給食試食会、餅つき等）
- ③ 会員・児童の福祉・教養に関する研修会の参加
- ④ 他委員会への支援

（1年生）安全委員会

- ① 交通安全指導・安全管理等の企画運営
- ② 安全パトロールの企画運営
- ③ 会員・児童の福祉・教養に関する研修会の参加
- ④ 他委員会への支援

2. 特別委員会……役員会または理事会の必要とするときは、目的別の特別委員会を置くことができる。

(1) 徳くんリキッズ

会員総員より希望者を募り、組織する。

- ① 学校行事や他委員会への支援 (運動会の周辺警備、安全パトロール等)
- ② 会員及び児童の福祉・親睦に関する、レクリエーションの企画・運営
- ③ 委員長1名、副委員長若干名、会計若干名を置き、組織する。

(2) 読み聞かせの会「たんぽぽ」

会員総員より希望者を募り、組織する。

- ① 児童への絵本の読み聞かせ活動。
- ② 「子ども読書の日」の企画・公演。
- ③ 「スーホを歌う会」の企画・公演。
- ④ 委員長1名、副委員長若干名、会計若干名を置き、組織する。

(3) ハンドメイド部 (仮称)

会員総員より希望者を募り、組織する。

- ① 学校行事や他委員会への支援 (主に、玉塚まつりのバザー品の提供)
- ② 会員及び児童の福祉・親睦に関する、レクリエーションの企画・運営
- ③ 委員長1名、副委員長若干名、会計若干名を置き、組織する。

(4) I T deお助け隊 (仮称)

会員総員より希望者を募り、組織する。

- ① PTA活動や、生徒および教諭へIT導入による効率化等のアドバイス
- ② 会員及び児童の福祉・親睦に関する、レクリエーションの企画・運営
- ③ 委員長1名、副委員長若干名、会計若干名を置き、組織する。

(5) 役員選考委員会 (役員選考規定) → 必要に応じ、なのでこのまま据え置き

必要に応じて、役員・監査役の選考、推薦を行うために、役員選考委員会を設置する。
 本会の顧問・役員・理事 (次年度退任) より若干名、卒業学年より若干名を選任し、教頭を加えて構成する。人数が不足した場合は、各専門委員から1～2名 (合計10名程度) 選任する。

互選により委員長を選出し、副委員長 (2名) は委員長が委嘱する。役員選考委員の任命・任期については会長判断とする。

付則

細則の1 (任期)

- ① 役員 (執行部) の任期は最低2年とする。任期分の役員及び専門委員会の運営委員の選出対象とはならない。ただし本人の希望による再任は妨げない。
- ② 専門委員、特別委員の任期は定期総会から翌年の定期総会までとする。
- ③ 専門委員の運営委員として活動した会員については、次年度のみ運営委員の選出対象とはならない。ただし、本人の希望による再任は妨げない。

細則の 2（慶弔規定）

北九州市立徳力小学校 P T A 慶弔規定

【弔事】

会員、児童が死亡した場合は香華料として一万円をお供えし、弔電を打つ。

教職員の配偶者、子女、両親(実父母、義父母)には、三千円をお供えし、弔電を打つ。

【見舞い】

教職員、児童が病気、事故等によって療養し、1ヶ月以上入院の場合五千円を贈る。

【慶事】

教職員が結婚した場合には、一万円を贈る。

【その他】

職員の転退職の場合は花束を贈る。

※ ただし、社会情勢の変化等により、金額は理事会で協議して変更することができる。

※ 上記以外の場合で必要が生じたら、会長、校長で協議して施行する。

細則の 3（旅費規定）

北九州市立徳力小学校 P T A 旅費規定

【旅費支給内容】

この内務で、交通機関を使った場合

小倉南区、小倉北区、八幡東区、八幡西区、戸畑区、門司区、若松区

北九州市内の最寄りの駅（モノレール、J R）の運賃に準ずる額を支給する。

北九州市以外の場合には、県費職員の旅費規定により支給する。

※ ただし、校区内及び近隣の旅費（広徳中校区内）は支給されない場合がある。

※ この旅費規定の適用を受けるためには、会長の承認、領収書の添付を必要とする。

本会則は、平成 14 年 3 月改正、5 月施行

平成 16 年 2 月改正、4 月施行

平成 18 年 2 月改正、4 月施行

平成 21 年 2 月改正、4 月施行

平成 22 年 2 月改正、4 月施行

平成 24 年 3 月改正、4 月施行

平成 25 年 3 月改正、4 月施行

平成 26 年 4 月改正、4 月施行

平成 26 年 4 月改正、平成 27 年 4 月施行

平成 29 年 4 月改正、施行（案）

令和 2 年 1 月改正、令和 3 年 4 月施行

令和 4 年 2 月改正、令和 4 年 4 月施行